

京都大学

# 生態学研究センター・ニュース No. 1

京都大学生態学研究センター Center for Ecological Research  
〒520-01 滋賀県大津市 Kyoto University  
下阪本 4-1-23 Shimosakamoto, Otsu,  
Tel: ( 0775 ) 78-0580 Shiga, 520-01, Japan  
Fax: ( 0775 ) 79-8457  
センター長 川那部浩哉

---

— 目 次 —

京都大学生態学研究センターの発足にあたって	京都大学生態学研究センター規定	6
京都大学生態学研究センター長 川那部浩哉	1 京都大学生態学研究センター協議委員会規定	6
京都大学生態学研究センターの組織	3 京都大学生態学研究センター運営委員会規定	7
京都大学生態学研究センター協議委員	4 京都大学生態学研究センター長候補者選考規定	7
京都大学生態学研究センター運営委員会委員	4 今後のスケジュール	8
京都大学生態学研究センター発足までの経過	5	

---

## 京都大学生態学研究センターの発足に当たって センター長 川那部 浩哉

多くの方々のご尽力により、全国共同利用研究機関として《京都大学生態学研究センター》が、この4月12日発足しました。

日本生態学会が「生態研究所に関する小委員会」を作って議論を始めてから27年、日本学術会議が「生態学研究所の設置」を勧告してからでも14年の年月を経ています。京都大学の中でも、生態学に関する直接の講座・部門増の概算要求が理学部で始まって以来23年になります。この間、日本中の数多くの方々がいへんな努力を重ねて来られました。具体的にはその極く一部しか知らない私の頭の中にすら、さまざまな場面が横切ります。先ずはこれらの方々のご努力に改めて敬意を表し、その結果として《生態学研究センター》が出来ましたことに関し、厚く御礼申し上げます。

またここ数年のあいだ、中堅ないし若手の生態学研究者が生態学研究所の構想さらには設立について改めて積極的な動きを示し、これが1つの大きな引き金になったことをここで報告できるのは、私にとってもたいへんな喜びです。一昨年からは、世界中の生態学研究者が国立生態学研究所設立についての数多くの要望書を寄せ、さらに昨年開かれた第5回国際生態学会議（INTECOL）の総会では、その早期実現の決議もなされました。そして、文部省・京都大学のきわめて大きいご努力と日本学術会議・学術審議会の強いご協力・ご支持が《生態学研究センター》を誕生させたこと、申すまでもありません。ここに、深く感謝の意を表します。

《生態学研究センター》には、10年という時限がついています。これは一面確かに不都合なことです。生態学の基礎的研究には長い年月を要すること、いや、そもそも生態学においては他の学問分野に比して、とくに長期間にわたる継続研究からこそ真に重要な研究結果が生じることなど考えますと、ある面で困ったこととも申せましょう。しかし私は、これをむしろ1つの弾みとして、《生態学研究センター》の仕事を進めて行きたいと考えています。すなわち、この10年いやそれよりも短い期間を有効に使い、次の段

階に向けて大きく発展するためにこそ、この時限の存在を有効に利用しようというのが、私どもの考えです。

そのためには、専任のものが優れた仕事をして行くなどと言うのは勿論ながら、何よりも重要なのは、《生態学研究センター》が全国共同利用機関としてほんとうに機能して行けるかどうかにかかっています。「全国共同利用とは名ばかり」と、巷間噂されるものもあるとのことで、これが事実であるかどうかは知らず、この「生態学研究センター」は何としても真の全国共同利用を進めて行かなければなりません。極めて乏しい予算ではありますが、一同、何とかして「利用しやすいセンター」を目指す覚悟でいますので、共同利用の在り方に関して、抽象的なものでも具体的なものでも、どしどし希望をお寄せ下さるよう、ここにお願いします。

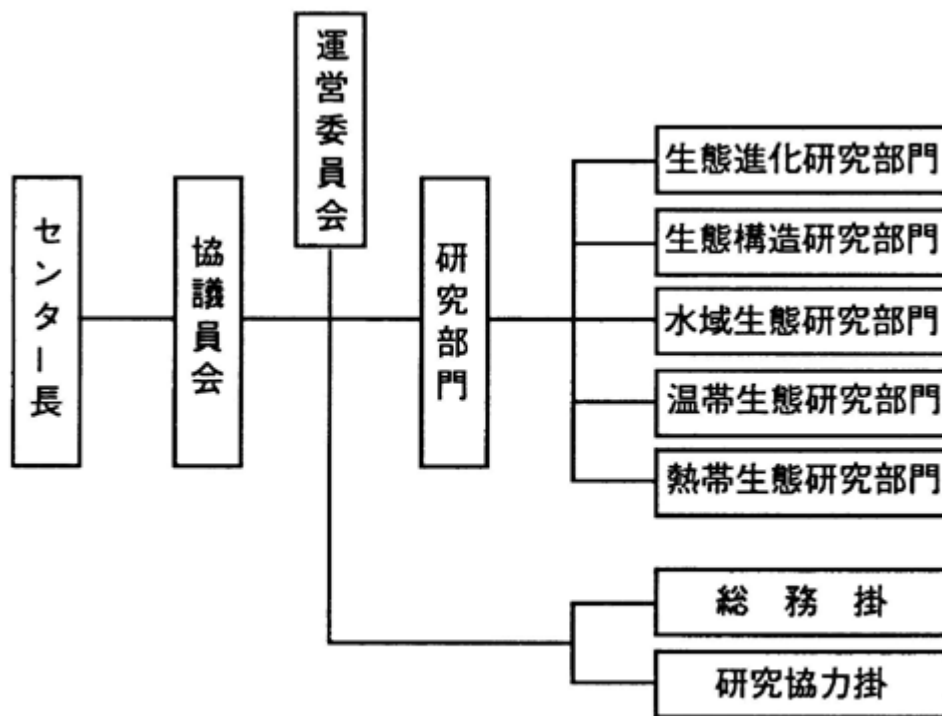
長期間にわたって野外研究地域を確保し、また共同利用のための装置を整備することは目下考慮中ですが、とりあえず、センターの主催する国内・国際シンポジウムのほか、比較的小型のワークショップを公募して開催すること、市民向けの講演会を催すこと、アジア地域の大学院学生を対象としたセミナーを開くこと、などを予定しています。

京都大学以外の方にも加わって頂いた設立準備委員会によって、比較的若い研究者が5部門の教官として選ばれました。事務のほうも2つの掛ができました。新しい建物の要求が通るまで、大津下阪本と京都北白川の2か所に分かれての仮住まいですが、部門を越えてさまざまな仕事を進めることにしています。

京都大学としての諸種の決定もおよそ整いましたので、協議会・運営委員会も近く開催する運びになると存じます。

まずは、《生態学研究センター》の設立をご報告し、ご尽力を頂いたことに関しお礼を申し上げますとともに、これを真の全国共同利用研究機関として進めて行くために、何でも結構ですので、どうかご助言ご協力頂きますよう、重ねてお願い申し上げます。

(1991年5月10日記)



生態学研究センター組織図

京大大学生態学研究センターの所在地と組織

所在地

京都大学生態学研究センター：

〒520-01 滋賀県大津市下阪本 4 - 1 - 23

電話：(0775) 78 - 0580

Fax：(0775) 79 - 8457

京都大学生態学研究センター分室（温帯生態研究部門）：

〒606-01 京都市左京区北白川西町

電話：(075) 753 - 4240

Fax：(075) 753 - 4253

センター長：川那部 浩哉

各研究部門の専任教官

	教授	助教授	助手
生態構造研究部門	和田英太郎	清水 勇	
生態進化研究部門	安部 琢哉	遊磨 正秀	
水域生態研究部門	手塚 泰彦	中西 正己	成田 哲也
温帯生態研究部門	三浦 泰蔵	田端 英雄	藤田 昇
熱帯生態研究部門	井上 民二	甲山 隆司	

事務官

	掛 長	掛 員
総務掛	石井 利和	清水八重子 分部 潤子（分室）
研究協力掛	松本 正彦	物部百合子

技 官

上田 孝明  
川端 秋夫  
小島 巖（分室）

## 京都大学生態学研究センター協議委員名簿

第1号委員			
生態学研究センター長	教授	川那部	浩哉
第2号委員			
生態学研究センター	教授	安部	琢哉
	同	井上	民二
	同	手塚	泰彦
	同	三浦	泰蔵
	同	和田	英太郎
第3号委員			
理学部	教授	日高	敏隆
	同	志村	令郎
医学部	教授	糸川	嘉則
農学部	教授	久馬	一剛
	同	岩井	保
東南アジア研究センター	教授	高谷	好一

## 京都大学生態学研究センター運営委員会委員名簿

第1号委員			
生態学研究センター	教授	安部	琢哉
	同	井上	民二
	同	手塚	泰彦
	同	三浦	泰蔵
	同	和田	英太郎
	助教授	甲山	隆司
	同	清水	勇
	同	田端	英雄
	同	中西	正巳
	同	遊磨	正秀
第2号委員			
理学部	教授	河野	昭一
	同	原田	英司
農学部	教授	岩坪	五郎
	同	久野	英二
東南アジア研究センター	助教授	山田	勇
アフリカ研究センター	教授	田中	二郎
第3号委員			
東北大学理学部	教授	広瀬	忠樹
九州大学理学部	教授	小野	勇一
名古屋大学農学部	教授	伊藤	嘉昭
東京都立大学理学部	教授	木村	允
早稲田大学人間科学部	教授	大島	康行
龍谷大学理工学部	講師	東	正彦
環境庁環境研究所生物圏環境部	室長	岩熊	敏夫
気象庁気象研究所	顧問	山元	竜三郎

## 京都大学生態学研究センター（全国共同利用）設置までの経過に関する略年表

- 1964 日本生態学会将来計画委員会（門司）に、生態研究所に関する小委員会（沼田）設置  
「基礎生物学研究将来計画（第2次案）」、学術会議生物科学研連（宮地）から発表
- 1965 「生態学将来計画」を、生態学会（宮地）が発表
- 1966 「生物科学将来計画」を、学術会議が勧告
- 1967 「基礎生物学研究施設設立趣旨ならびに構想」、同設立準備委（赤堀）から発表  
京大理学部から、附属大津臨湖実験所の改組（3部門相当増）の概算予算要求始まる
- 1969 将計委（沼田）に、生態学研究所に関する小委（川那部・木村）を改めて設置
- 1971 「生態学研究所に関する小委員会見解」（川那部）発表
- 1973 京大理学部から、「動物群集学講座」（動物学教室）の概算要求始まる
- 1974 「生態学研究所（仮称）設立趣旨ならびに構想」、将計委（沼田）で成案  
京大理学部から、附属植物生態研究施設の1部門増の概算要求始まる
- 1975 「生態学研究所（第2次案）」発表
- 1976 「同（改訂案）」、生物科学研連（森）から発表
- 1977 基礎生物学研究所発足  
「生態学研究所」を学術会議が勧告・研究所設立準備小委（宝月）設置  
京大理学部からの附属植物生態研究施設概算要求、2部門増に拡大
- 1978 生態学研究所の設置について、生態学会（沼田）が各方面へ要望
- 1979 総研Bによる「生態学の現状分析と将来の進路」（森）発表  
「生態学研究所構想（第5次案）」、研究所設立準備小委（宝月）から発表
- 1980 総研Bによる「生態学の総合化と将来計画」（森）発表  
生態学会総会で「生態学研究所設立について決意表明」  
京大理学部からの附属大津臨湖実験所概算要求、1部門増相当に縮小
- 1982 生態学会総会で「生態学研究所の早期設立を要望する」を決議
- 1983 総研Bによる「生態学研究の推進ならびに具体化に関する研究」（宝月）発表  
「国立生態学研究所設立計画案」、設立準備小委内の推進委（吉良）で成案  
国際地球圏生物圏計画（IGBP）が国際科学連合（ICSU）で建議
- 1984 「生態学研究センター案」、設立推進委で成案
- 1985 設立準備小委（宝月）と東北大学農業研究所との話し合い開始
- 1987 東北大学農業研究所の「遺伝生態学研究センター」への改組が決定・設立準備小委（大島）・設立推進委（寺本）・将計委（小野）で、生態学研究所設立とは関係がなくなったことを確認  
総研Bによる「IGBPの推進ならびに具体化に関する研究」（服部）発表
- 1988 将計委（木村）に、生態学研究所に関する小委（安部ほか）を改めて設置
- 1989 「生態学研究所構想（第6次案）」、将計委（木村）から発表  
「同案」、総会で決議承認（1990年の『日生態会誌』に収録）  
「同案」、生態・環境生物学研連（大島）と設立準備小委（大島）で確定  
「同案」を持って設立準備小委と生態学会（川那部）、文部省学術国際局経「国立生態学研究  
所」設置を改めて正式に要請  
「生態学研究センター」（仮称）の設置を、設立準備小委が京大関係者に要請
- 1990 「京都大学理学部附属生態学研究センター」の概算要求（8部門）を、従来の動物群集学講座要求およ  
び附属大津臨湖実験所・附属植物生態研究施設の部門増要求に代えて、京大理学部が決定  
IGBP研究を、学術会議が勧告  
IGBP研究の進展を、学術審議会が建議  
「京都大学生態学研究センター」の概算要求（6部門）を、京都大学が全国共同利用センターとして文  
部省に提出  
国際生態学会議（INTECOL）第5回大会総会において、日本に生態学研究所の早期設立を決議  
「京都大学生態学研究センター」設置（5部門）の内示
- 1991 京都大学生態学研究センター設置準備委員会開催（西島京大総長召集）  
全国共同利用施設として「京大生態学研究センター」設置（4月12日付）

## 京都大学生態学研究センター規程

第一条 この規程は、京都大学生態学研究センター（以下「センター」という）の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

第二条 センターは、生態学に関する研究を行うとともに、全国の大学その他の研究機関の研究者の共同利用に供することを目的とする。

第三条 センターに、センター長を置く。

- 2 センター長は、京都大学の専任の教授を持って充てる。
- 3 センター長の任期は、二年とし、再任を妨げない。
- 4 センター長は、センターの所務を掌理する。

第四条 センターに、次の研究部門を置く。

生態構造研究部門  
生態進化研究部門  
水域生態研究部門  
温帯生態研究部門  
熱帯生態研究部門

第五条 センターに、その重要事項を審議するため、協議員会を置く。

- 2 協議員会に関し必要な事項は、別に定める。

第六条 センターに、その運営に関する重要事項についてセンター長の諮問に応ずるため、運営委員会を置く。

- 2 運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

第七条 センターの事務組織については、京都大学分課規程（昭和四十八年達示第二十二号）の定めるところによる。

第八条 この規程に定めるもののほか、センターの内部組織については、センター長が定める。

附 則

この規程は、平成三年四月三十日から施行し、平成三年四月十二日から適用する。

## 京都大学生態学研究センター協議員会規程

第一条 この規程は、京都大学生態学研究センター規程（平成三年達示第八号）第五条第二項の規程に基づき、生態学研究センター（以下「センター」という）の協議員会に関し必要な事項を定めるものとする。

第二条 協議員会は、次の各号に掲げる協議員で組織する。

- 一 センター長
- 二 センター所属の教授
- 三 前二号以外の京都大学教授のうちから、協議員会の議を経てセンター長の委嘱した者若干名

- 2 前項第三号の協議員の任期は、別段の事情がある場合を除くほか、二年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の協議員の任期は、前任者の残任期間とする。

第三条 センター長は、協議員会を招集し、議長となる。

- 2 センター長に事故があるときは、あらかじめセンター長が指名した協議員が前項の職務を代行する。

第四条 協議員会は、協議員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

- 2 協議員会の議事は、出席協議員の過半数で決する。
- 3 前2項の規程にかかわらず、協議員会の指定する重要事項については、協議員の三分の二以上が出席する協議員会において、出席協議員の四分の三以上で決する。

第五条 協議員会の事務を処理するため、協議員会に幹事を置き、事務官を充てる。

第六条 この規程に定めるもののほか、協議員会の運営に関し必要な事項は、協議員会が定める。

附 則

この規程は、平成三年四月三十日から施行し、平成三年四月十二日から適用する。

## 京都大学生態学研究センター運営委員会規程

第一条 この規程は、京都大学生態学研究センター規程（平成三年達示第八号）第六条第二項の規程に基づき、生態学研究センター（以下「センター」という）の運営委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

第二条 運営委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- 一 センター所属の教官のうちから総長の命じた者 若干名
- 二 前項以外の京都大学の専任の教官のうちから総長の命じた者 若干名
- 三 学外の学識経験者のうちから総長の委嘱した者 若干名

2 委員の任期は二年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第三条 センター長は、運営委員会を招集し、議長となる。

2 センター長に事故があるときは、あらかじめセンター長が指名した委員が前項の職務を代行する。

第四条 運営委員会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

第五条 運営委員会に必要に応じて専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会委員は、運営委員会の議に基づきセンター長が委嘱する。

第六条 運営委員会は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

第七条 運営委員会の事務を処理するため、運営委員会に幹事を置き、事務官を充てる。

第八条 この規程に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、運営委員会が定める。

附 則

この規程は、平成三年四月三十日から施行し、平成三年四月十二日から適用する。

## 京都大学生態学研究センター長候補者選考規程

第一条 生態学研究センターのセンター長候補者の選考については、この規程の定めるところによる。

第二条 センター長候補者は、京都大学の専任の教授のうちから、生態学研究センターの協議委員会において選出する。

第三条 前条の協議委員会は、協議員（外国出張中の者を除く）の三分の二以上の出席を必要とする。

第四条 センター長候補者の選出は、出席協議員の単記無記名投票による選挙によって行う。

第五条 投票における過半数の得票者を当選者とする。

2 前項の投票において過半数の得票者がいないときは、得票多数の二名について決選投票を行い、得票多数の者を当選者とする。ただし、投票同数のときは、年長者を当選者とする。

3 第一項の投票の結果、得票同数の者があることにより決選投票に置ける被投票者の二名を定めることができないときは、年長者を先順位として定める。

4 決選投票には、被投票者は加わらないものとする。

第六条 センター長候補者の選出を行う協議委員会は、センター長の任期満了による場合には満了の日の三十日以前に、その他による場合には速やかに開催するものとする。

第七条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、協議委員会の議を経てセンター長が定める。

附 則

1 この規程は、平成三年四月三十日から施行し、平成三年四月十二日から適用する。

2 生態学研究センター設置後初めて任命されるセンター長の候補者の選考については、この規程にかかわらず、京都大学生態学研究センター設置準備委員会の推薦する候補者について、総長が行うものとする。